

○西尾市中央体育館使用料

区 分		金 額					
		午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	1,570円	1,570円	1,570円	1,570円	3,450円	3,450円
	武道場	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	2,930円	2,930円
	卓球場	730円	730円	730円	730円	1,570円	1,570円
	会議室	520円	520円	520円	520円	1,250円	1,250円
	研修室	200円	200円	200円	200円	410円	410円
	トレーニング室	730円	730円	730円	730円	1,570円	1,570円
個人 利用	アリーナ・ 武道場・ 卓球場	小・中学生	20円	20円	20円	20円	20円
		高校生	30円	30円	30円	30円	30円
		一般	50円	50円	50円	50円	50円
	トレーニング室	時間に関係なく1回		310円			
冷暖房設備	アリーナ	1時間につき		1,990円			
	武道場	1時間につき		1,040円			
	卓球場	1時間につき		520円			
シャワー	1回		100円				
ピアノ	1回		1,040円				
放送設備	一式 1回		1,040円				
椅子	1日 100脚以上500脚未満		2,090円				
	1日 500脚以上1,000脚未満		3,770円				
	1日 1,000脚以上		5,440円				

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室及び研修室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- アリーナの3分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 武道場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)ごとに、この表に定める額の5分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 準備又は原状復帰のため、当日以外の日に専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は教育委員会が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 個人利用する場合のトレーニング室の定期券(有効期間1月の利用券をいう。)の額は、2,090円とする。
- トレーニング室の利用は、高校生以上とする。
- 冷暖房設備の使用料は、専用利用する場合に限り、徴収する。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。